

広い反照的均衡と多元主義的基礎づけ主義

Wide Reflective Equilibrium and Pluralistic Foundationalism

The purpose of this paper is to investigate the implication of wide reflective equilibrium (WRE) for foundationalism. On a first look Rawls and Daniels seem to propose versions of reflective equilibrium as a method of coherentism. However, the method of WRE is also compatible with modest foundationalism, and some passages of Rawls and Daniels suggest that they too allow this possibility. The version of foundationalism I endorse is a pluralist one in which not only considered judgments but also ethical principles and background theories can be included in the set of basic judgments.

伊勢田哲治 (Tetsuji Iseda)

本稿の目的は倫理学のスタンダードな方法論として広く認められている広い反照的均衡 (wide reflective equilibrium, WRE) が、正当化の問題についてどういう含意を持つのかを考察することである。WRE は、普通、手続き主義的、ないし調和主義的な正当化と結びつけられて理解されている。しかし本当に WRE は調和主義的正当化の方法論なのだろうか。本稿で追求したいのは、むしろ WRE がある種の穏健な基礎づけ主義の方法論である可能性である。本稿ではこの問題に以下のような流れでアプローチする。まず、第一節では、基礎づけ主義と調和主義の論争の現状を確認するとともに、WRE が穏健な基礎づけ主義と両立することを確認する。第二節では、WRE という考え方の提唱者であるロールズとダニエルスの説明を読み直すことで、彼ら自身の発言の中にも、WRE を基礎づけ主義的に用いることを認めると解釈できる部分があることを確認する。最後に第三節では、そうした解釈に基づいて穏健な基礎づけ主義の方法論としての WRE とはどのようなものになるかの素描を行う。そこで特に強調されるのが、WRE を方法論としたときに想定される基礎づけ主義の多元主義的な性格である。

なお、以下では、主に「WRE」という表記を用いるが、「狭い」反照的均衡と対比する場合には「広い反照的均衡」という表現も使う。指示対象に差があるわけではないので注意されたい。

1 基礎づけ主義と調和主義

正当化のモデルとしては基礎づけ主義と調和主義が伝統的に対立してきた。これらのモデルは、細部で差はあれ、認識論における信念の正当化と倫理学における行為や規範の正当化の両方に当てはめられてきており、この二つの領域での論争はしばしばお互いに影響を与え合ってきた（本稿で扱う反照的均衡をめぐる論争の歴史がその何よりの例である）。

1-1 基礎づけ主義と調和主義の基本形

まず、基礎づけ主義 (foundationalism) とは、それ自体で正当化された命題 (基礎命題) から一定の推論規則によって他の命題を導き出すことで導出された方の命題も正当化されるという考え方である。伝統的には、基礎命題は自明で誤りえないような命題であることが求められる (これを古典的基礎づけ主義と呼ぶ)。特に倫理学においては自明な第一原理が倫理判断の正当化の源であるとするトップダウン型の基礎づけ主義が長らく理念として存在してきた。そうした第一原理の候補となるのはカントの定言命法や功利の原理であるが、これらの原理が自明からは程遠いことはカント主義や功利主義をめぐる論争の歴史からも明らかである。認識論においても事情はたいして変わらない。基礎命題として提案されてきたのは、およそ不可謬とはいえない命題 (たとえば「目の前に机が存在する」というような知覚命題) であったり、間違いないといえそうな場合にはおよそ他のものを導出するのに利用できないような命題 (たとえばデカルトの「私は存在する」という命題など) であったりと、古典的な基礎づけ主義のプログラムを満足させることができないようなものばかりであった。

もう一方の調和主義 (coherentism) という考え方は、ある命題の体系が全体として調和していることをもって、その体系に属する個々の命題が正当化されるという考え方である。「調和」しているかどうかの基準はいろいろ存在する。もっとも単純なのは命題の集合が全体として無矛盾であるという基準だが、これではまったく話題のかさならないばらばらの命題を集めてきても調和することになってしまい、条件としては緩すぎる。そこで、たとえば、それぞれの命題がほかの命題の組み合わせから導出できる、というような、相互の導出関係があることなどが調和の条件としてしばしば要請される (ユークリッド幾何学の公理系とその演繹的帰結の集合などはこの条件を満たすだろう)。しかし、この強い意味においてさえ、調和した体系は無数に存在しうるし、そうした体系相互は矛盾することも多いであろう (宇宙をユークリッド空間と見る体系と非ユークリッド空間と見る体系はそれぞれこの条件を満たすが互いに矛盾することになるだろう)。さらには、我々の誰もが偽だと判断するような命題 (たとえば地球が平らで亀の背にのっているという命題) ですら、その命題と調和するような他の命題と組み合わせて体系をつくるなら正当化されてしまう。こうして、調和主義はおよそどんな命題も正当化されるという相対主義につながるとして批判されてきた。そうした問題はともかくとして、倫理学においても調和主義は一定の勢力を保っている。この両者の対立が正当化の構造についての対立であることに注意しておく必要がある。基礎づけ主義においては基礎となる命題とそれ以外の命題群の間に正当化に関して非対称性が存在する。その非対称性とは、一方は正当化されるために他方を必要とするのに、他方は正当化のために他者を必要としないという意味での非対称性である。調和主義においてはそうした非対称性は存在しない。ローカルには一方の命題が他方の命題を正当化するという正当化の一方向性が存在することもあるだろうが、そこで正当化する側の命題もまた他の命題によって正当化される必要があり、それから逃れられる命題は調和主義的正当化においては存在しない。

1-2 調和主義的倫理学の方法論としての反照的均衡

以上のような調和主義の方法論を倫理学において代表するのが本稿のテーマである反照的均

衡であるとされている。そこでその意味での反照的均衡のスタンダードな解釈をここで確認しておこう。

よく知られているように、反照的均衡の方法論の基礎的なアイデアはロールズより前にネルソン・グッドマンによって提示されている。グッドマンは推論規則の正当化について次のように述べる。「規則はわれわれが受け入れたくない推論を生むならば修正される。推論は我々が修正したくない規則に違反するならば拒否される」(Goodman 1965, 67)。ロールズ自身、反照的均衡の概念を最初に説明している箇所でもグッドマンのこのくだりに言及している(Rawls 1971, 20)。反照的均衡は、ロールズ自身の正義の理論の構築においては「契約状況の条件」と「熟慮された判断」(considered judgment)の間でなされるものとされ(ibid.)、より一般に道徳理論を構築するためには道徳原理と熟慮された判断の間でなされる(Rawls 1971, 48)。

熟慮された判断は、ロールズの定義によれば、「正義の感覚(sense of justice)を発揮するのに適した状況下でなされた」判断であり(Rawls 1971, 47)、そうした判断を下す人々は「正しい決定に達する能力と機会と欲求を持っている(あるいは少なくともそうした決定に達したくないという欲求は持っていない)」人々であるとされる(48)。¹そうした熟慮された判断と原理を比較して、食い違いがあれば、場合によっては原理の方を変更し、場合によっては判断の方を変更して、両者を一致させることになる(20)。これが調和主義的な正当化の方法論であるという解釈は、その直後の以下の箇所によって支持される。「正義の概念は自明な前提や原理に対する自明な条件から演繹できるようなものではない。むしろ、その正当化はさまざまな考慮要因の相互支持の問題であり、あらゆるものが一つの調和した見解へとつなぎ合わされるという問題なのである」(21)。ロールズの言う反照的均衡を今普通に使われる意味での「広い反照的均衡」へと拡張したのはノーマン・ダニエルズである(Daniels 1979a; 1979b; 1980a; 1980b。後で見るように、話はそう単純ではないが、ここではまず通常理解を紹介する)。

ダニエルズのいう広い反照的均衡においては、均衡の構成要素(components)としてどういう種類のものを持ち込むかという点で「狭い」か「広い」かの対比がなされている。ダニエルズの考える「狭い」反照的均衡においては、(a) 熟慮された道徳判断と(b) 一連の道徳原理の二つの構成要素が反照的均衡の対象となり、これが『正義論』においてロールズが想定していたものである。これに対し、広い反照的均衡においては(a) (b) の他に(c) 一連の関連する背景理論もまた反照的均衡の構成要素とされる(Daniels 1980a 85-86)。(b)に含まれる道徳原理と(a)の熟慮された判断が対立する場合には、狭い反照的均衡ではどちらを保持したいか、という主観的な要素の強い基準によって改訂の方針を決めるしかなかった。これに対し、広い反照的均衡では、背景理論とより適合するのはどちらか、という外的な基準が利用できることになる。もちろん反照的均衡である以上、背景理論といえども改訂を免れるわけではなく、(a)と(b)の両方と矛盾するような背景理論は見直されることになるだろう。背景理論の具体例としては、ダニエルズは一般的な

¹ ここでは反照的均衡の方法論の性格を理解するのが目的であるので、ロールズのいう「正義の感覚」がどういうものかについては立ち入らないが、簡単にいえば、「正義」とはどういうものかについてのそれぞれの人の直観的な理解を指す。

社会理論、道徳的発達理論、社会における道徳性の役割についての理論、人格についての理論、手続き的正義についての理論などを挙げ、全体を深いレベルから浅いレベルまで四つの階層に分ける複雑な相互関係のネットワークを提示している(88)。²

こうした背景理論の中にはそれ自体で道徳的な理論もあるし、道徳に関係のない理論もある。道徳的な背景理論については、ダニエルスは、それらの理論の依拠する熟慮された判断は(a)に含まれるものと独立であることを要請する。これが「独立性の制約」(independence constraint)と呼ばれるもので、単に(a)に含まれる熟慮された判断が「偶然的に一般化」されるだけという結果になるのを避けるために課されるものである(86-87)。ダニエルスによればこれは倫理学と言語学の違うところでもある。というのも、言語学においては、個々の文が文法的に正しいかどうかについての熟慮された判断と統語論的理論が狭い反省的均衡において均衡に達したなら、それは定義により正しい理論となる(Daniels 1980b)。しかし、倫理学においては他ならぬ熟慮された判断自体が誤っている可能性を認めるので、熟慮された判断自体も独立の視点から吟味される必要があり、だからこそ広い反照的均衡も要請されるのである。

ダニエルスはWREの果たす役割の一つとして「道徳的正当化の調和による説明の基礎」(basis for the coherence account of moral justification; Daniels 1980a, 102)を挙げている。また、反照的均衡が直観主義的な基礎づけ主義のオーバージョンだという批判に対して、「そうした基礎づけ主義はわたしが描写した広い反照的均衡の一部として含まれてはいない」と明確に否定している(Daniels 1979a, 265)。ではWREに達した熟慮された判断や道徳理論や背景理論のそれぞれが何によって正当化されるのかといえば、それは「広い均衡においてわれわれが正当化されていると考える他の信念とこれらの理論との調和」である(ibid.)。つまり、この箇所ではダニエルスは、上記のような独立の要素間の調和をはかる作業が結果として生じる状態を正当化すると言っていると解釈できる。これがWREが調和主義の方法論だという解釈の根拠である。実際、ロールズやダニエルスに対する批判者の多く(すべてではないが)は、反照的均衡を調和主義的正当化の方法論と理解して批判してきた(Lyons 1975; Little 1984)。³

1-3 穏健な基礎づけ主義

古典的基礎づけ主義と調和主義の両極端の立場の弊害をのりこえようと、認識論においても倫理学においてもさまざまな提案がなされてきた。その中で本稿で特に注目したいのが、認識論において近年提唱されている穏健な基礎づけ主義(modest foundationalism)という考え方である。

² ダニエルスのこの論文における目的は、基本的には、ロールズが『正義論』で何を行っているかについての分析であるために、背景理論としても、社会契約説と関わる理論がリストアップされている。ダニエルスは特に人格についての理論をロールズがいかに使っているかについて詳しく分析している(Daniels 1979b)。倫理学一般にWREを拡張するならば背景理論のリストも見直す必要が出てくるだろう。

³ WREに対してはその他にもさまざまな批判がなされている。WREが直観主義的だという観点からの批判については後述する。その他の批判とWREの支持者からの応答については、本稿では触れる余裕がない。伊勢田 2004, 283-287 参照。

⁴この考え方は、古典的な基礎づけ主義と呼ばれてきた立場が実はいくつかのテーゼの複合体であるという認識にもとづいて、非本質的なテーゼを切り捨てることで基礎づけ主義を救おうとするものである。既に確認したように、調和主義との対比で基礎づけ主義の核心となるのは、他の命題によって正当化されない基礎命題から導出されることで他の命題が正当化されるという、正当化の構造に関するテーゼである。その基礎命題が自明であるという条件はこの構造にとっては非本質的な要素である。デカルト流の絶対確実な知識を求めるというプログラムにおいては基礎命題が誤りえないことが要求されるが、「少しでもより確実な知識を求める」ことを目的とするならば、「他の命題にくらべてそれ自体が一番もっともらしい」という程度の命題であってもよいであろう。穏健な基礎づけ主義とは、こうした控えめな目的の下、それ自体が一番もっともらしい命題を基礎命題として、そこから導出されるかどうかで他の命題が正当化されているかどうかを判断する、という考え方である。

さらに、穏健な基礎づけ主義においては、正当化関係についても緩やかにすることが考えられる。古典的な基礎づけ主義においては、基礎命題から確実さを継承するために、正当化の手法は演繹的な導出であることが求められた。演繹的推論は前提が真ならば必ず結論も真となるような推論であるから、確実に正しい前提から演繹的に導き出すことで、結論も確実に正しいということが保証されるわけである。しかし、穏健な基礎づけ主義を取るならば、はじめからそうした確実さは放棄しているわけであるから、演繹的推論にこだわる必要もない。「X が正しいならば、非常に高い確率で Y も正しい」という確率的な推論であっても十分に正当化と見なしてよくなるであろう(演繹的推論も確率的推論の特別な場合として理解できる)。正当化のあり方について確率的推論も許す立場を非演繹的な穏健な基礎づけ主義(non-deductive modest foundationalism)と呼ぶことにしよう。これは、古典的な強い基礎づけ主義に比べると非常に弱められているが、その分現実的であり、調和主義に対する有力な対抗馬となっている。本稿で以下に検討していく穏健な基礎づけ主義も、基本的にはこの非演繹的なバージョンである。

1-4 調和主義の擁護可能性

穏健な基礎づけ主義の登場は調和主義にとって脅威となる。それというのも、古典的基礎づけ主義が失敗してきたということこそが調和主義を支持する大きな論拠となっていたからである(たとえば調和主義的な立場の一形態である自然化された認識論を打ち出す Quine 1969 の議論)。穏健な基礎づけ主義がうまく行くのであれば、逆に調和主義の相対主義的側面への批判などが深刻な意味を持つようになる。

相対主義という批判に対しては、調和主義者たちは、単に体系が全体として調和するという以上の条件を課すことで、批判を逃れようとする。たとえば、現在の判断の体系からもっとも少ない修正でたどりつくことができる調和した体系を選択せよ、という保守主義の制約などが挙げられる。それをもっと洗練させたものが、すでに見たような反照的均衡に基づく調和主義である。しかし、

⁴ この路線の基礎づけ主義の例としては、オルストンのいう「最小限の基礎づけ主義」(minimal foundationalism)がある。Alston 1976 参照。

そうした付加的な条件が暗黙のうちに基礎づけ主義を持ちこんでしまわないように調和主義者は気をつける必要がある。たとえば保守主義は、それぞれの命題がもともと持つもつともらしさに訴えていると理解するならば、結局穏健な基礎づけ主義とたいして変わらないことになってしまう。この点で、整合性にどういう前提を付け加えればよいかを長年考察してきた調和主義系認識論者のバンジョーがついに基礎づけ主義に転向したのは象徴的である。

それでもなお調和主義を支持し続ける際に、一つの論拠として、以下のようなものが考えられる。それは、実際にわれわれは WRE を使っており、WRE は調和主義的な方法論だから、実際にわれわれが受け入れている正当化の理論は調和主義である、という議論である。しかし、WRE は本当に調和主義的な方法論なのだろうか。

たしかに、WRE の直接の目的は均衡状態を作ることである。そして、均衡状態は少なくとも矛盾のない状態である(強い意味での調和があるかどうかは議論の余地のあるところだが)。しかし、矛盾がないというだけであれば、基礎づけ主義的な正当化によって正当化される判断の体系にとっても無矛盾であることは重要な美点であり、できるだけ無矛盾な体系の方が望ましいとする上では調和主義と変わらない。つまり、均衡状態にあるというだけでは、その均衡がどういう正当化の構造を持つかは分からない。もちろん、反照的均衡という方法論の持つ特徴として、どの構成要素も改訂される可能性がある以上、基礎的判断が自明ないし不可謬であることを求める強い基礎づけ主義は排除される。しかし穏健な基礎づけ主義においては基礎的判断は可謬的であるから、WRE のプロセスをへて基礎的判断そのものが置き換えられるような手続きも考えられる。

この観点からは、均衡の方法論はよりよい基礎命題を発見するための発見的手法として理解できる。この路線から WRE を捉える試みはすでに何人かの論者によってなされている。たとえばマイケル・デポールは基礎づけ主義とは信念体系の構造に関する立場だという立場から、さまざまな基礎づけ主義を区別するが、そのいずれも自明な信念を出発点とはしない (DePaul 1986, 61-63)。デポールの定義によれば、ある信念体系の部分集合が、その体系の他の部分との関係の故に信じられているわけではなく、しかもその体系の他の部分はこの部分集合との関係の故に信じられているとすれば、その部分集合は信念体系の基礎として機能している。そうした部分集合に属する信念は別に自明である必要はなく、単にほかの部分よりももつともらしければよい。

デポールは WRE はそうした構造を持つ信念体系を発見するための発見的道具 (heuristic tool) として使うことができると考える。彼は、これまで WRE が基礎づけ主義と矛盾すると考えられてきたのは、実は方法論的基礎づけ主義 (methodological foundationalism) と認識的基礎づけ主義 (epistemic foundationalism) の区別がよく理解されていなかったからだと考える。前者は基礎的でない信念が形成された際に基礎的な信念をベースとしていたことを正当化の条件として要求するが、後者は基礎的でない信念を現在受容する理由として基礎的な信念との特定の関係があればよいという考え方である。別の言い方をすれば、前者は信念形成の歴史的な経緯に着目する基礎づけ主義で、後者は共時的に持たれている信念同士の論理的な関係に着目する基礎づけ主義である。均衡状態において我々が持つ信念が最初に形成されたときのことを考えるなら、形成時に使われた信念が均衡状態ではもはや放棄されてしまっていることも十分ありうる。

だとすると、方法論的基礎づけ主義によれば、WRE で最善の信念として受け入れているものが根拠を持たない(正当化されない)ことになってしまう。しかし、認識的基礎づけ主義においては均衡状態における信念間の共時的な関係だけが問題になるので、その均衡状態にある信念体系の部分集合が特権的地位を持つ可能性は排除されない。

デポールは穏健な基礎づけ主義という表現を使ってはいないが、デポールの路線が穏健な基礎づけ主義の考え方を前提としていることはエバーツなどが指摘している (Ebertz 1993)。エバーツはより具体的に、ロールズを熟慮された判断を基礎とする穏健な基礎づけ主義者と理解している(デポールは基礎的信念について別の立場をとるがそれはあとで論じる)。さらに、反照的均衡と整合的な基礎づけ主義として、「穏健な保守主義的基礎づけ主義」(modest conservatist foundationalism) と「穏健な構成主義的基礎づけ主義」(modest constructivist foundationalism) と「穏健な客観主義的基礎づけ主義」(modest objectivist foundationalism) を区別し、ロールズの立場は第二の立場に近いが、基礎づけ主義としては第三の立場の方が優れているといった観察を行っている。

では、本当にそうした路線でロールズやダニエルズを解釈することは可能なのだろうか。それを考えるために、ロールズとダニエルズが反照的均衡について何を言ってきたかをもう一度確認してみよう。実は、彼らの発言からは単なる調和主義的方法論以上の要素が WRE にあることが読み取れるだけでなく、デポールやエバーツのイメージもまた単純にすぎるのではないかという示唆が得られるのである。

2 ロールズとダニエルズにおける WRE の多様なイメージ

2-1 『正義論』におけるイメージ

まず、WRE の考え方の出発点となったジョン・ロールズの『正義論』での議論をもう一度みてみよう。すでに引用した箇所では調和主義を示唆するような叙述がなされていたが、同書の別の箇所では、反照的均衡が基礎づけ主義的正当化と結びつくことを示唆するような、以下のようなくだりもある。「推測された原理をそれに照らしてチェックできるような、限られてはいるけれども明確な一群の事実がある。それは、反省的均衡下にある熟慮された判断である」(51)。この箇所によれば、反照的均衡は、原理の評価に使えるよい基礎(すなわち反照的均衡下にある熟慮された判断)を発見するためのプロセスで、原理の正当化はその基礎となる判断に照らして行われる、と理解することができる(これが上記のエバーツの解釈の基礎となる部分である)。これを反照的均衡に関する「ボトムアップの基礎づけ主義」解釈と呼ぶことにしよう。反照的均衡という手法を使う事自体が古典的な基礎づけ主義を排除しているので、この解釈をとるとしても、ここでいう基礎づけ主義とは穏健な基礎づけ主義だということになる。

また、正当化に直接・間接にかかわる役割とは別に、ロールズは反照的均衡を明瞭化 (clarification) のためのプロセスと考えていたのではないかと思わせる箇所もある。たとえばロールズは、「道徳哲学の立場からすれば、ある人の正義の感覚をもっともよく説明するのは、そ

の人が正義のいろいろな捉え方を吟味する前の判断と適合するような説明ではなく、むしろ反照的均衡における彼の判断と一致するような説明である」(Rawls 1971, 48)。ここでは、反照的均衡は、その人の正義の感覚がどういふものかをはっきりさせるための手段とみなされているようである。この解釈によれば、反照的均衡のプロセスをくぐり抜ける本人も自分の正義の感覚がどういふものかをよく理解しておらず、自分が本当のところどう考えていたのかを知るために、いろいろな「正義の捉え方」と照らし合わせるという手続きを経ることになる。こうした明瞭化は正当化とも無関係ではないとロールズは考えている。「もしわれわれが自分たちの道徳についての捉え方を正確に説明できるなら、意味と正当化についての疑問ははるかに答えやすくなるだろう。実際、そうした疑問のいくつかはそもそも真の疑問ですらなくなるだろう」(51)とロールズは言うが、この引用文中で「道徳についての捉え方を正確に説明できる」というのがまさに明瞭化にあたるだろう。ただし、やはり反照的均衡が何のための方法かを考える上ではやはり正当化と明瞭化を区別する必要があるだろう。⁵

2-2 ロールズ自身の考える WRE とその役割

ロールズ自身が WRE をどう捉えていたかを検討すると、状況はさらに複雑になる。ロールズが WRE という用語を導入したのは「道徳的理論の独立性」と題された論文 (Rawls 1974/1975、以下「独立性」論文) であるが、この論文で WRE という名前のもとで論じられているアイデアはすでに『正義論』にも登場している。そこでまず『正義論』における「WRE」(という名前では呼ばれていないけれども) を検討しよう。ここでは、反照的均衡を行う人物に提示される理論の幅について、以下の二つの状況が対比される。一つは「ある人に提示されるのが、細かい食い違いをのぞいてはその人がすでに下している判断と多かれ少なかれ一致するような記述だけである」状況であり、もう一つは「ある人に提示されるのが、その人がそれに対して自分の判断を適合させることがありうるようなすべての可能な記述と、それらの記述から導ける、すべての関連する哲学的議論である」状況である (Rawls 1971, 49)。「すべての可能な記述」というのが何なのか分かりにくいだが、同じくだりにおいて、ロールズはすぐにこの条件をせばめ、「道徳理論の伝統を通してわれわれに知られている正義のさまざまな捉え方、およびわれわれが思いつく他の捉え方すべて」が提示されるものとする (ibid.)。ロールズは前者であればその人の正義の感覚に大幅な変化は生じないが、後者であれば根本的な変化がありうると思う (ibid. ロールズが支持する解釈は後者の方である)。この対比とほぼ同じ対比が「独立性」論文でも繰り返され、前者が狭い反照的均衡 (narrow reflective equilibrium)、後者が広い反照的均衡 (wide reflective equilibrium) と名付けられている (Rawls 1974/1975, 8)。一応注意しておけば、ここでは「広い」か「狭い」かの対比は、選択肢の幅が広い(可能な選択肢すべて)か狭い(すでに自分の判断とおおむね一致しているものに限る)か、という意味においてなされていることが明らかである。

⁵ スキャンロンはこのほかに反照的均衡の「記述的な解釈」もありうることを示唆している (Scanlon 2003)。ただし、全体としては、スキャンロンも言うとおり、ロールズが純粋に記述的な作業をしていたとは非常に考えにくい。

この対比における狭い反照的均衡のイメージは、上述の明瞭化に近いように思われるが、WRE の方は、大幅な変化がありうるというのだから、はっきりしなかったものをはっきりさせるという単なる明瞭化ではありえない。むしろそこで行われているのは「洗練」(sophistication)とでも呼ぶべきものと解釈できる。つまり、ここでイメージされている WRE とは、他の選択肢や哲学的議論からの挑戦に耐えうるように自分の正義の感覚を洗練させていくプロセスだと解釈できるのである。ただ、『正義論』においても「独立性」論文においても、ロールズは WRE を使えば正義の捉え方について人々の間で収束が生じるとは期待していない(Rawls 1971, 50: 1974/1975, 9)。WRE は、ロールズの言い方を借りれば「正義の理論へのよい出発点」にすぎない(Rawls 1971, 50)。「独立性」論文においてはロールズは WRE について別の言い方でも説明しており、それにのっとるなら、WRE の性格についてさらに別の解釈が可能となる。ここでは、WRE とは「合理性のある種の諸条件(certain conditions of rationality)を満たすような均衡である」とされる(Rawls 1974/1975, 8)。WRE のプロセスは以下のように記述される。「観察者としての道徳理論家という役割を演じることで、われわれは以下のような調査をすることができる。それは、他のもっともらしい[正義の]捉え方を考慮し、それぞれを支持する根拠を評価するという機会を人々が与えられるなら、彼らがどういう原理を認め、どういう原理の帰結を受け入れるか、という調査である。このプロセスを極限まで押し進めることで、人は、実行可能な全ての捉え方と、それらの捉え方を支持する全ての筋の通った議論を合理的に考慮した後でも生き残るだろうような一つの捉え方、ないし一群の捉え方、を探し求める」(ibid.、[]内は引用者による補足)。ここでも WRE のやり方自体は上記のくだりと同じで、とにかくありとあらゆる選択肢を WRE を行う当人に提示するわけであるが、それに加えて「合理性のある種の諸条件」なるものが(この箇所ではその内容を詳しく説明してくれてはいないが)このプロセスに対する拘束として導入されている。

これが正確なところ WRE の役割をどのように捉えていることになるのかは多様な解釈が可能なところである。一つの見方としては、ヘアが道徳体系を道徳語の論理に関する直観に基礎づけようとする(Hare 1981, ch. 1)のと同様に、ロールズのこのイメージも一種の合理性基準を道徳体系の基礎としようとしていると解釈できるし、別の解釈としては、上で明瞭化ないし洗練と呼んだようなプロセスへのさらなる拘束として合理性基準が働くことと理解することもできる。(本稿の最後で提案するような多元主義的基礎づけ主義をとるなら、この二つの解釈は対立的にとらえる必要はなくなるであろう。)

最後に、ロールズの「道徳理論におけるカント的構成主義」(Rawls 1980, 以下「構成主義」論文と略)における WRE の特徴づけも、これまでのものとは趣きが異なる。この論文によれば、正義の概念を正当化するという課題は「自分の人格と自分の社会との関係にある一定のしかたで捉える全ての人々が、それにそって生きることでできる公共的な正義の捉え方を明確化させる(articulate)こと」である(519)。原初状態にいと想定された人々によって正義の諸原理が構成されたあと、われわれは WRE を使ってそれらの原理を評価する。したがって、「このテストは一般的で広い反照的均衡のテストである、つまり、適切な吟味のもと、避けがたいと思われる調整や改訂がすべて行われたあとで、その見解が全体としてわれわれのより確固とした確信とつじつ

まがあり、それを明確化させたものとなっているか、しかも一般性のどのレベルにおいてもそうになっているかどうか、というテストなのである。この基準を満たす学説は、われわれが確認できる限りにおいて、われわれにとってもっとも理にかなった学説なのである」(ibid)。このバージョンの特徴は、「われわれ」という複数形の一人称が強調される点である。これは、この論文の主眼であるカント的構成主義の定義と照らせばよりはっきりする。カント的構成主義とは、「道徳的客観性とは、適切なしかたで構成された、すべての人が受け入れられる社会的な視点に基づいて理解されるべきものである」と考える立場である (ibid.)。その「適切なしかた」こそが WRE だとされているので、ここで想定されている WRE の目的も「カント的構成」であるといっていいていであろう。これまでの解釈(特に反照的均衡の役割は明瞭化だという解釈)とこの「カント的構成」解釈との大きな違いは、一定の共通点(人格の概念や人間と社会の関係についての考え方が一致している、等)を持つ複数の主体(「われわれ」)の間での合意のための手法という側面が前面に出ているところである。また、正当化との関係でいえば、カント的構成はまず人々が合意している見方を前提として出発する(ただしそれが不可謬だとは前提しない)考え方なので、合意された見解を基礎とした穏健な基礎づけ主義と理解することができる。少なくとも単なる調和でないことは確かである。

結局、反照的均衡や WRE の性格や目的についてはロールズは非常に多様な答え方をしているということになる。あるときには調和主義的正当化の方法として、あるときには基礎づけ主義的正当化の基礎を発見するための方法として、あるときには正義の感覚の明瞭化ないし洗練の方法として、あるときは合理性条件を拘束条件とした明瞭化ないし洗練の方法として、そしてあるときはカント的構成によって人々が合意できる客観的な学説を構成するための手法として、反照的均衡は語られている。もちろん、一つの方法がいくつもの目的を同時に果たすこともあるだろう(たとえば各人が正義の感覚を洗練させていくことは同時に合意を得やすくすることにもなるだろう)。しかし、正当化に関していえば、最終的に調和主義なのか基礎づけ主義なのか、という対立は残る。そして、反照的均衡という考え方の原点であるロールズの議論においても基礎づけ主義的にこの方法論を使う余地は十分に残されているのである。

2-3 ダニエルズによる WRE の解釈

ダニエルズの場合、WRE は調和主義的正当化の手法だという趣旨の発言を行っている。しかし、ダニエルズにおいても WRE の役割はそれに留まるものとはされていない。

その問題について考える前に、ロールズの言う WRE とダニエルズの WRE の関係について少し整理しておいた方がよいであろう。すでに見たように、ロールズが「広い」反照的均衡という言葉を使うときは、「選択肢の幅が広い」(自分が受け入れてもいない原理も考慮に入れる)という意味であった。これに対して、ダニエルズにおいては「広い」反照的均衡においては背景理論も考慮に入れられるという意味で WRE は「広い」のであった。ダニエルズは二人の違いは強調の違いであって、基本的には同じだという立場をとっている ((Daniels 1979b, 257n2; Daniels 1980a, 85 など参照)。好意的に解釈するなら、ロールズは WRE の説明の中でそれぞれの原理と結びつけた哲学的議論

をすべて考慮に入れると言っているのであるから、そこには当然ダニエルスの言う背景理論も入ってくるであろう。また、「合理性のある種の諸条件を満たすような」という但し書きも、カント的構成主義の議論において構成の出発点となる「自分の人格と自分の社会との関係」の捉え方についての合意事項も、ダニエルスの WRE の文脈で読み直すなら、まさに背景理論について書いているように見える。その意味では、確かに二人は同じプロセスについて語っているというダニエルスの立場も一理ある。しかし、ロールズの二極構造のイメージからダニエルスの三極構造(背景理論の多様性を考慮に入れるなら多極構造)のイメージへの転換は方法論を具体化・明確化する上で非常に大きな含意を持った。実際、近年の議論で WRE が倫理学の方法論として言及される際も、たいていはダニエルスのバージョンが念頭におかれている。本稿でも、WRE の基本的なイメージとしてはダニエルスの三極構造型のイメージを採用してきており、以下も特に「ロールズの」と断らない限りは WRE という言葉でこのイメージを指すことにする。

さて、ダニエルスは WRE の果たす「控えめな」役割と「大胆な」役割を区別する(Daniels 1980a, 101-103)。第一の控えめな役割は「分析的かつ解明的」(analytic and explicative)な役割である。ここでダニエルスが念頭に置くのは、すでにふれた「明瞭化」や「洗練」とは違う役割である。ロールズの場合、「正義の感覚」のもつ曖昧な部分をはっきりさせる(場合によっては大きく変化させる)といった役割を期待していたわけであるが、ダニエルスの場合、はっきりさせる対象は「道徳的信念の構造」である(ibid.)。つまり、WRE によって均衡状態に達するべきさまざまな構成要素の個々の内容ではなく、相互の関係が解明の対象なのである。個々の熟慮された判断が暗黙のうちに依拠している背景理論を明るみに出す、という作業もそこに含まれるであろう。そうして明るみに出された背景理論があまり根拠のないものであれば、われわれは熟慮された判断を変更したいと思うかもしれない。

ダニエルスの考える WRE の第二の、大胆な方の役割は「道徳的正当化の調和による説明の基礎」としての役割である(102)。これについてはすでに触れた。ただ、よく読めば、この箇所においてもダニエルスは調和自体を正当化の源泉だと考えてはいないという理解も可能である。ダニエルスによれば、調和が実現されるということは、WRE によって到達された状態が正しいということの「証拠となる」(evidential)ものだと考えられる(103)。詳しくは論じられていないが、この言い方は、調和そのものが正当化を産むのではなく、調和が正当化を発見するための道具だという考え方を暗黙の前提としている。同じ箇所でもダニエルスは道徳判断の「当初の信憑性」(initial credibility)についての説明が必要だとほのめかしており、そうするとダニエルスもまた調和の外側に正当化の根拠を求めている(つまり穏健な基礎づけ主義に近いイメージを持っている)ことになる。

だとすれば、なぜダニエルスは WRE が調和主義的正当化の方法だと明言したのだろうか。実は、ダニエルスが WRE は調和主義だと言っているとき、自明な原理は道徳性の基礎とはならないという以上の意味で言っているわけではないようである(Daniels 1979b, 264-265)。おなじ傾向は WRE の他の支持者にも見られ、カイ・ニールセンやキャサリン・エルギンも不可謬とみなされるような基礎的信念がないことを、基礎づけ主義を否定する主な論拠としている(Nielsen 1993, 317;

Elgin 1996, 110)。⁶ つまり、穏健な基礎づけ主義を適切に解釈するならば、ダニエルズもまたそれに同意する可能性が十分にあるのである。

3 WRE と基礎づけ主義

以上、反照的均衡とその役割について、ロールズとダニエルズの見解を見てきた。ここからはつきりするのは、反照的均衡や WRE が調和主義的正当化の手段であるというのは、これらの概念を導入した本人たち自身も必ずしも支持していない一面的な見方だということである。そうした見直しを可能にしたという意味で、デポールやエバーツの解釈は、重要な貢献をしていると思われる。しかし、ここまで見てきたようなロールズとダニエルズの反照的均衡の捉え方の多様性と比べると、デポールとエバーツの解釈は WRE というものを単純化しすぎているきらいがある。ロールズについて言えば上で「明瞭化」や「洗練」と呼んだような役割、ダニエルズについていえば「分析と説明」の役割を、正当化との関係でどう捉えるかという問題を考える必要があるだろう。

3-1 ボトムアップの基礎づけ主義と主観主義批判

実のところ、デポールやエバーツの解釈は、基礎づけ主義の方法論として WRE を解釈するという点だけとるならば特に目新しいものではない。そもそもロールズが最初に『正義論』で反照的均衡の方法論を提案したとき、この方法論はまず R. M. ヘアやピーター・シンガーらによってボトムアップの基礎づけ主義の方法論であると解釈され、その解釈の下で粗野な直観主義ないし主観主義として批判されたのである (Hare 1973; Singer 1974)。ヘアは以下のように言う。「彼[ロールズ]は『自分が道徳的問いについて言っていることは正しいだろうか』という問いの答えを、『読者であるあなたとわたしが言っていることは一致するだろうか』という問いの答えに依存させてしまっている」(Hare 1973, 82)。これでは自分も読者もまちがっているという可能性が最初から排除されてしまうことになる。シンガーはロールズがもっと極端な見解をとっていると考え (Singer 1974, 493)。それは、正しい道徳理論は「反照的均衡における熟慮された判断」と一致するものなのだから、反照的均衡状態にある道徳理論は「定義により妥当」である、という主張である。この解釈においても、自分の熟慮された判断が間違っている可能性が最初から排除されることになってしまう。ヘア流に解釈してもシンガー流に解釈しても、反照的均衡は、自分や他人が間違える可能性を認める者にとってはまったく魅力的ではない方法論になってしまう。

こうした批判に WRE の支持者がどう反応すべきかは難しいところである。ロールズ自身は、「構成主義」論文において、人々が一致して受け入れているものをベースとして思考するプロセスとして WRE を捉える路線に転じているので、主観主義だと言われても特に反対する必要はないであろう。しかし WRE を利用する多くの人にとっても、70 年代のロールズにとっても、主観主義だという批

⁶ エルギンの場合は主にそうしたタイプの基礎づけ主義を念頭におきつつも、基礎的信念が「確からしい」(probable) と考えるタイプとも違うと主張している (Elgin 1996, 110)。しかし、他方で単なる調和だけでは正当化に十分でないこともエルギンは明示的に認めており、事実上基礎づけ主義と見なすことができる (107)。

判はできれば避けたいところであろう。

そして、主観主義を避けることはそれほど難しいことではない。ダニエルズが言うように、ヘアとシンガーの批判はボトムアップの基礎づけ主義と解釈できるくんだり(『正義論』の51ページあたり)にあまりに依拠しすぎている(Daniels 1980b, 267 n.17)。ロールズは他の箇所において、熟慮された判断が大幅に変化する可能性をむしろ積極的に認めている(Rawls 1971, 49)。むしろ、この批判から学ぶべきことは、WRE を基礎づけ主義の方法論として解釈する際に、あまりに単純な路線をとるのは考えものだというところであろう。

3-2 多元的基礎づけ主義の方法論としての WRE

デポールの言うように、「発見法」として WRE をとらえるならば、ボトムアップの基礎づけ主義ではないタイプの基礎づけ主義と WRE の接点が見えてくる。実はロールズやダニエルズが強調する明瞭化、洗練、分析、解明といった役割は、全体としてよりよい基礎づけ主義的体系を作るための手法として解釈が可能である。そうした基礎づけ主義のイメージを素描してみよう。

まず、基礎づけ主義的な正当化の構造というとき、どういう正当化の構造を想定しているかをもう一度確認しておこう。基礎づけ主義においては、基礎となる判断の集合がまず特定され、そこから他の判断が導出される。⁷ 導出による正当化は非対称的である。判断Aから判断Bが論理的に導出できる際、一般にはBからAが導出できるとは限らない。確率的推論においても、Aを条件としたときのBの確率は非常に高くなったとしても、一般には、Bを条件としたときのAの確率が高くなるとはかぎらない。仮説演繹法や実践的三段論法で一般的法則と初期条件から特定の場合に関する命題を導き出す時には、一般法則と特定の命題の間にこの非対称性が存在する。もちろん、こうした推論は一般法則から個別命題という方向のみで存在するわけではなく、結論として一般法則が導かれるような帰納推論や最善の説明への推論も機械的に行われうるだろう(ただし、通常そうした推論が成り立つには多くの判断を必要とするだろう)。基礎となる判断の集合に属する判断が相互に正当化しあうことは基礎づけ主義からは必ずしも排除されない。排除されるのは、基礎的判断が非基礎的判断によって正当化されるという関係である。仮に基礎的判断の集合の成員が非基礎的判断の組み合わせから導出できたとしても、それはたまたまそういう論理的・確率的関係がなりたつたというだけのことであって、そのことによってその基礎的判断が正当化されるわけではない。基礎づけ主義的な正当化によって組織される判断の体系は以上のような判断のグループ分けと正当化の非対称性によって特徴づけられる。

倫理学においても認識論においても、体系を作る出発点においては、我々はさまざまな判断についてかなりの確信をもつ。確信を持つ判断には具体的なレベルのものも非常に抽象的なレベルのものもあるだろうし、ダニエルズのいう背景理論に属するものもあるだろう。そうした基礎的判

⁷ 認識論においては「判断」ではなく「信念」の集合が問題とされるが、ここでは倫理学と統一的なイメージを考えているので、「判断」という言葉を使う。また、ロールズやダニエルズは「判断」という言葉を個別の事例についての判断に限定し、そうした判断と「原理」との間に均衡をもたらすという言い方をするが、原理についての判断もまた判断であり、「判断」と総称してよいであろう。

断から演繹的ないし確率的推論によって導き出せる判断が一つの整合的体系をなし、しかもそれをすべての人が共有できるのであれば、それ以上の改訂は必要なく、そして正当化の構造としては基礎づけ主義ということになる。

しかし、そうした理想的な結果がすぐに得られることはまずないだろう。その際に、基礎づけ主義者が選ぶ事ができる選択肢の一つは、出発点における基礎的判断の集合を少し改変して、そこから導き出せる判断の集合の全体を考えてみるという方法である。整合的で誰もが共有できる体系ができない理由はいくつあるだろう。自分の直観を言葉にする際に舌足らずであったことに気づいて留保条件をつけるかもしれない(これは明瞭化にあたるだろう)。他の非常に確信のある判断と矛盾することがわかった判断を出発点とする判断の集合から除外したり別の同じくらい確信を持てるものと置き換えたりすることもあろう(これは洗練にあたるだろう)。基礎的だと思っていた判断に実はさらに前提となる判断があり、その前提を一旦意識にのぼらせると実はそれほど根拠がなかったことが分かったということもあろうし、逆にこれまであまり深く考えたことのない判断について考え直してみたら実は非常に強い確信を持てるということがわかるかもしれない(これは分析や解明にあたるだろう)。どの一つをとっても、基礎的判断の集合は確かに WRE を経て改変されているが、上記のような基礎づけ主義的正当化の構造自体が放棄されるわけではない。

このように基礎づけ主義的正当化を捉えたとき、正当化の構造はボトムアップ(個別判断からの一般化)になるのだろうか、それともトップダウン(一般的判断からの個別化)になるのだろうか。実はデポールはどちらでもない選択肢を提案する。それは、基礎的判断の集合が WRE における (a) (b) (c) すべてにまたがるという考え方である(DePaul 1986, 67)。つまり、均衡状態において、熟慮された判断の中にも、道徳原理の中にも、背景理論の中にも、それぞれにそれ自体でもっともらしいと思われる判断が存在し、それらを基礎として他の判断(これもまた (a) (b) (c) すべてにまたがるであろう)が正当化される、というイメージである。基礎的判断のクラスが特定のタイプに限られないという意味で、これは(デポールはそういう呼び名を採用してはいないが)多元主義的基礎づけ主義(pluralistic foundationalism)であるということができる。⁸

デポールは、WRE が達成された最終段階においてのみ基礎づけ主義的正当化が成り立つと考えている(ibid., 66-67)。しかし、調和自体が正当化の源だと考えないのであれば、必ずしもそうした制約は必要ないであろう。調和へ向かう一步一步の段階においても、その段階における基礎的判断があり、それから導ける非基礎的な判断がある。そこには正当化の構造は成立しているはずである。真の均衡状態がおそらくは決して実現しない無限遠点にあることを考えれば、あくま

⁸ 多元主義的基礎づけ主義には、理屈の上では古典的な多元主義的基礎づけ主義と穏健な多元主義的基礎づけ主義の両方がありうるはずであるが、ここで念頭に置いているのは言うまでもなく穏健な多元主義的基礎づけ主義の方である。同様のアイデアを展開した議論としては、デポールのほか、科学における観察言明と理論言明の関係を主に念頭において二元論的な相互的正当化モデルを提案した Blachowicz 1997 がある。ブラコヴィッツは基礎づけ主義という言葉を非常に狭く定義するので自らの立場を非基礎づけ主義に分類するが、内容的には穏健な多元主義的基礎づけ主義となっている。

で均衡の達成にこだわらざるを得ない調和主義的正当化にくらべて、そうした束縛のない基礎づけ主義的正当化の方が有利な点であろう。

一応注意しておくが、WRE の方法論自体に多元主義的基礎づけ主義を必然にするような積極的な要素があるわけではない。最終的な正当化の構造がボトムアップないしトップダウンとなる可能性も十分残る。しかし、どちらかでなくてはならないという縛りもない。そして、穏健な基礎づけ主義をとるならば、自明な原理が出発点になるわけではなく、ある程度以上われわれが確信を持つ判断の集合が出発点となる。その集合にある特定のクラスの判断だけが属すると考える方が不自然であろう。ここで積極的に基礎的判断は多元的であるはずだという主張をするつもりはない。むしろ、ここで考えているのは WRE を使う穏健な基礎づけ主義にとって多元主義的な基礎づけ主義を排除する理由はないはずだ、という弱い主張である。

WREが多元主義的な基礎づけ主義の方法論だと理解することで、さらに、ロールズの反照的均衡に関するさまざまな言明を統一的に捉えることができる。ロールズが熟慮された判断を基礎とみなしているような発言や、合理性基準に基づいて均衡を得ようとしているような発言をしているのも、矛盾なく解釈が可能である。また、こうしたタイプの基礎づけ主義は、単なる穏健な基礎づけ主義と比べても、調和主義だと理解されやすいだろうから、WREを調和主義だと見なすように聞こえる発言がロールズとダニエルの双方にあることも容易に理解できる。WREを調和主義的正当化だと見る解釈や、あるいは単純にボトムアップの基礎づけ主義だとWREを捉える解釈に比べてすぐれた解釈となっているといえるだろう。⁹

4 まとめ

以上、本稿においては、まず、WREが穏健な基礎づけ主義と矛盾しないことを確認したのち、ロールズやダニエルといった反照的均衡やWREという方法論の創始者たち自身の発言にも穏健な基礎づけ主義と両立するような要素があることを確認した。そうした発言を手がかりに、WREの三つの構成要素すべてにおいて基礎的信念が存在するような多元主義的基礎づけ主義のイメージを素描した。¹⁰

文献

Alston W. P. (1976) "Has foundationalism been refuted?", in *Philosophical Studies* 29,

⁹ 本稿のテーマとはずれるのでここではふれないが、こうした基礎づけ主義にはさらに文脈主義の要素をとりこむこともできる。基礎的判断の集合を狭くにとって本当に確信のもてるものだけにすれば、できあがる体系もまた確実性の高いものになる反面、その体系で扱いたい問題について沈黙してしまう(たとえば具体的な倫理問題について答えがでない等)こともありうる。逆に確信の度合いが比較的低いものまで基礎的判断に含めるなら、より多くのものを体系にとりこめる反面、全体の確実性も下がる。こうしたトレードオフがある状況では、どこまでを基礎的判断に含めるかの決定は文脈に応じて変わりうる。

¹⁰ 本稿の草稿に対しては、岩月拓氏および杉本俊介氏より貴重なコメントを多くいただいた。謝意を表したい。

287-305.

Blachowicz, J. (1997) "Reciprocal justification in science and moral theory", in Synthese 110, 447-468.

Daniels, N. (1979a) "Wide reflective equilibrium and theory acceptance in ethics", in The Journal of Philosophy 76, 264-273.

--. (1979b) "Moral theory and the plasticity of persons", in The Monist 62, 265-287.

--. (1980a) "Reflective equilibrium and Archimedean Points", in Canadian Journal of Philosophy 10, 83-103.

--. (1980b) "On some methods of ethics and linguistics", in Philosophical Studies 37, 21-36.

Daniels, N. ed. (1975) Reading Rawls. Basic Books.

DePaul, M. R. (1986) "Reflective equilibrium and foundationalism", in American Philosophical Quarterly 23, 59-69.

Ebertz, R. (1993) "Is reflective equilibrium a coherentist model?" in Canadian Journal of Philosophy 23, 193-214.

Elgin, C.Z. (1996) Considered Judgment. Princeton University Press.

Goodman, N. (1965) Fact, Fiction and Forecast. Indianapolis: Bobbs-Merrill.

Hare, R.M. (1973) "Rawls' theory of justice", in The Philosophical Quarterly 23, reprinted in Daniels ed. 1975, 81-107.

--. (1981) Moral Thinking: Its Levels, Method and Point. Oxford University Press.

Little, D. (1984) "Reflective equilibrium and justification", in Southern Journal of Philosophy 22, 373-387.

Lyons, D. (1975) "The nature and soundness of the contract and coherence arguments", in Daniels ed. 1975, 141-167.

Nielsen, K. (1993) "Relativism and wide reflective equilibrium", in The Monist 76, 316-332.

Quine, W.V. (1969) "Epistemology naturalized", in Ontological Relativity and Other Essays, Columbia University Press, 69-90.

Rawls, J. (1971) A Theory of Justice. Harvard University Press.

--. (1974/75) "The independence of moral theory", in Proceedings and Addresses of the American Philosophical Association 48, 5-22.

--. (1980) "Kantian constructivism in moral theory: The Dewey Lectures 1980", in The Journal of Philosophy 77, 515-572.

Scanlon, T (2003) "Rawls on justification" in S. Freeman ed., The Cambridge Companion to Rawls, Cambridge University Press.

Singer, P. (1974) "Sidgwick and reflective equilibrium", in The Monist 58, 490-517.

伊勢田哲治 (2004) 『認識論を社会化する』名古屋大学出版会